

介護する人の高齢化、働きに出る女性の増加など、家族での介護が難しくなってきたり現代のための新しい保険制度

# はじめまして、介護保険です。

「介護が必要になったときに必要なサービスを、みんなの力で受けられるように」作られた介護保険制度の「どうなの？」を検証します。

**Q** 介護が必要になった  
ら、まず何を？

福祉事務所介護保険係へ保険証を添えて、要介護認定の申請をしてください。原則として30日以内で、遅くとも60日で結果を通知します。



**Q** 「要介護1〜5」と認定されると、施設入所を希望することもできるのですか？

はい。介護保険施設にお申し込みください。なお「自立・要支援」と認定された場合は施設サービスを利用できません。

**Q** 「要支援・要介護」と認定されてから、  
居宅サービスを受けるには？

居宅介護支援事業所へ連絡して、※介護支援専門員（ケアマネジャー）に※介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。ケアマネジャーは、各家庭を訪問し希望を聞きながらケアプランを作成します。その後のサービスはこのプランに従って行われます。

※介護サービス計画（ケアプラン）  
介護保険の大きな特徴ですが、どの、どのような介護サービスを利用するかは、本人や家族のかたが選ぶことができます。ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどの居宅サービスを、要支援・要介護のランクの決められた範囲内で組み合わせ、最も自分に望ましい形で介護サービスを受けることができます。このために作成するのが介護サービス計画（ケアプラン）です。この介護サービス計画は、ケアマネジャーと呼ばれる介護支援専門員が無料で作成します。  
※介護支援専門員（ケアマネジャー）  
保健・医療・福祉の専門知識のあるかたです。県の指定を受けた居宅介護支援事業所において、利用者の状

態に合わせ効率的にサービスを利用できるようにケアプランを作成します。このとき、どこにどのようなサービス提供事業者があるのかを紹介してくれますし、サービス提供事業者との連絡調整もしてくれます。

<p>介護サービス計画に基づき介護サービスが提供されます。</p> <p>4</p>	<p>1 利用者</p> <p>要介護認定の申請をして、居宅介護支援事業所にケアプラン作成を依頼します。</p>
<p>3</p> <p>サービス提供事業者との連絡調整を行います。</p> <p>サービス提供事業者</p>	<p>2 居宅介護支援事業者</p> <p>ケアマネジャーが家庭を訪問し介護サービス計画を作成します。</p>

ケアマネジャーがいる  
指定居宅介護支援事業所はこちらです（今後指定予定の居宅介護支援事業所を含みます）

事業所名	所在地	電話番号
株式会社 登石	合川町上杉字金沢57-52	0186-78-5181
株式会社 虹の街 鷹巣営業所	鷹巣町脇神字藤株団の内14	0186-63-0986
株式会社 タクト ふれあいセンター	大館市御成町3丁目2-1	43-1281
日本鍼灸マッサージ協同組合秋田ケアセンター	大館市字一心院南29-3	49-3433
神山荘居宅介護支援事業所	大館市花岡町字神山6-2	46-2210
長慶荘居宅介護支援事業所	田代町岩瀬字羽貫谷地中島21-90	0186-54-6225
アイリスケアセンター大館	大館市御成町2丁目19-15	44-5168
大館市社会福祉事業団指定居宅介護支援事業所	大館市十二所字大水口4-5	47-7201
大館市社会福祉協議会	大館市字三の丸103-4	49-2588
株式会社 タカハシ薬局三の丸支店	大館市字三の丸92	49-2318
水交苑指定居宅介護支援事業所	大館市下代野字中道南36-1	48-6800
秋田県厚生連北秋居宅介護支援事業所	鷹巣町花園町10-5	0186-62-1455
扇寿苑指定居宅介護支援事業所	比内町扇田字中山川原56-7	0186-55-2020
介護友愛センター	南秋田郡五城目町字上町245	018-852-2773
光智会居宅介護支援事業所	大館市片山町3丁目3-14	49-3244